

配偶者暴力防止および被害者保護のため の福井県基本計画

< 改 定 版 >

平成21年3月
福 井 県

【 目 次 】

第1章 計画改定の趣旨	P 1
第2章 配偶者からの暴力の現状	P 3
1 国の動き	P 3
2 福井県の動き	P 3
3 配偶者からの暴力の実態	P 4
第3章 計画の基本的方向	P 7
1 目標	P 7
2 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を進めるうえでの 基本的視点	P 7
3 基本目標、重点目標、施策の方向	P 8
第4章 計画の内容	P 11
基本目標Ⅰ「安心して相談でき、被害者を緊急・安全に保護する体制」	P 11
基本目標Ⅱ「被害者への途切れることのない自立支援」	P 20
基本目標Ⅲ「関係機関、民間団体との連携協力」	P 26
基本目標Ⅳ「配偶者からの暴力を容認しない社会づくりの推進」	P 29
参考資料	
計画改定の経過	P 32
人権問題についてのアンケート調査（抜粋）	P 33
配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律	P 36
福井県男女共同参画推進条例	P 47

第1章 計画改定の趣旨

1 計画改定の趣旨

福井県では、「福井県男女共同参画計画」（平成14年4月策定）および「福井県男女共同参画推進条例」（同年10月制定）において、配偶者その他の男女間における暴力の根絶を掲げ、暴力の防止や被害者の保護の取組を開始しました。

しかし、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策は、一般的な広報啓発から、相談、一時保護、保護命令制度の利用についての援助、自立の支援等に至るまで広範多岐にわたることから、これらの施策を総合的かつ計画的に実施することが不可欠です。

また、平成16年12月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が一部改正施行され、新たに都道府県において基本計画の策定が義務付けられました。こうしたことから、本県では、平成18年3月、「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定し、被害者の実態に即した施策を実施してきました。

さらに、平成20年1月に配偶者暴力防止法が一部改正施行され、保護命令制度の拡充や、市町村の責務の拡充、「配偶者暴力被害者支援センター」（配偶者暴力防止法に規定する「配偶者暴力相談支援センター」をいう。以下、「支援センター」という。）の業務の拡大などが図られました。

このたび、現在の県基本計画の計画期間である3年間の終了するに当たり、今回の法律改正の趣旨を踏まえ、また今までの取組みの状況を評価・総括し、課題を整理しながら、被害者、関係機関の意見を聞いて今後必要な取組みを盛り込んで新しく計画を改定することにしました。女性に対する暴力は男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき課題であることから、改定した計画に基づく諸施策の推進を通じて、女性の人権擁護に対する意識を社会に浸透させ、男女共同参画社会の実現を目指すことにより、あらゆる女性に対する暴力を許さない体制の整備を図るとともに、被害者の支援体制の充実に努めていきたいと考えています。

2 計画の性格と役割

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3の規定に基づく基本計画です。

また、「福井県男女共同参画計画」における女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指すものです。

県は、この計画に沿って配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する施策を総合的に実施します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度までの概ね5年間とします。

ただし、国が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が発生した場合には、必要に応じて見直すこととします。

配偶者からの暴力：

配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）からの身体に対する暴力、または、これに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

第2章 配偶者からの暴力の現状

1 国の動き

我が国では、昭和21年（1946年）に日本国憲法が制定され、個人の尊重と法の下での平等がうたわれました。これ以降、人権の擁護と男女平等の実現の取組みが行われるようになりました。

特に、平成8年（1996年）12月に策定された「男女共同参画2000年プラン」において、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、平成12年（2000年）12月に策定された「男女共同参画基本計画」においては、女性に対する暴力のうち夫・パートナーからの暴力についての施策の基本的方向が示されました。

平成13年（2001年）4月には、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るため、配偶者暴力防止法が制定されました。

平成13年（2001年）6月には、男女共同参画推進本部において「女性に対する暴力をなくす運動」が決定され、毎年11月の2週間を推進期間と定め、女性に対する暴力の問題に関する取組みを一層強化しています。

また、平成16年（2004年）6月には配偶者暴力防止法が一部改正され、「配偶者からの暴力」の定義の拡大、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等の見直しが行われ、同年12月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が定められました。

さらに、平成19年（2007年）7月には配偶者暴力防止法が一部改正され、市町村の責務の拡充および保護命令制度の拡充などが図られ、平成20年（2008年）1月に新たに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が定められました。

2 福井県の動き

平成14年（2002年）4月には、男女共同参画社会を目指すための「福井県男女共同参画計画」を策定し、重点目標の一つとして「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を位置づけるとともに、同年10月に制定した「福井県男女共同参画推進条例」におい

ては、配偶者その他の男女間における暴力行為を根絶し、被害者の保護を図るための必要な措置を講じることとしています。平成16年12月の配偶者暴力防止法の改正施行を受け、平成18年3月に、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策を総合的かつ計画的に実施するため、県基本計画を策定しました。

また、配偶者暴力防止法の制定を受けて、平成13年（2001年）12月に、関係機関の情報交換、調整および相互連携を図ることを目的に、関係課、警察、生活学習館、総合福祉相談所、県健康福祉センターによる「配偶者暴力対策連絡会議」を庁内に設置しました。その後、県基本計画の策定を受け、平成19年度に「配偶者暴力対策連絡会議」の構成員を拡大し、市町、医療機関、教育機関、裁判所、民生委員・児童委員、人権擁護委員、民間団体等の参加を得て、総合的な調整機能の充実を図っています。

また、平成14年4月には生活学習館（ユ－・アイふくい）を、平成18年4月から総合福祉相談所および県内6箇所の県健康福祉センターも合わせて支援センターとして位置づけ、被害者の相談、保護、自立支援を行っています。

3 配偶者からの暴力の実態

支援センターが受けた相談件数は、平成14年度262件であったものが、平成19年度には435件となり、5年間で約1.7倍に増加しています。

本県が実施した「人権問題についてのアンケート調査」（平成20年）によると、既婚者でこれまでに「命の危険を感じるくらいの暴行を受け」た人の割合は2.5%（男1.3%、女5.0%）となっており、また、「医師の治療が必要となる程度の暴行を受け」た人の割合は2.2%（男1.1%、女5.1%）となっています。さらに、「医師の治療が必要とならない程度の暴行を受け」と回答した人は6.1%（男4.1%、女11.7%）となっています。

これら被害者の相談先は、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が最も多く（56.1%）、次いで「友人・知人」（16.8%）、「家族」（14.8%）となっており、支援センターや警察などの公的機関への相談は4.3%となっています。また、「足で蹴る」、「平手で打つ」といった身体的な行為については、それぞれ83.1%、57.3%が「暴力である」と回答していますが、「大声で怒鳴る」、「何を言っても長期間無視する」

といった心理的暴力を「暴力である」と回答している人の割合は、それぞれ36.2%、40.4%となっています。

○相談件数（配偶者暴力被害者支援センター計）

年 度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度 ※
件 数	262件	334件	341件	298件	429件	435件	392件

※ 平成20年4月～12月

配偶者からの暴力から緊急避難する際の一時保護の利用件数については、平成14年度11件であったものが、平成19年度19件となり、平成14年度から平成19年度までの年度平均15件と増加傾向にあり、人口10万人当たりの一時保護の利用件数は、平成19年度2.3件（全国第40位）〔福井県総務部男女参画・県民活動課調〕となっています。

また、被害者本人のみならず同伴する子どもや親族の数も増加し、平成19年度の同伴家族は30人（被害者1人につき1.6人）と過去最高になっています。

さらに、一時保護の期間が長期化するケースが増加していることから、保護延人数も平成19年度は966人と過去最高、平成14年度の3.8倍となっています。

○一時保護件数

年 度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度 ※
件 数	11件	10件	14件	11件	25件	19件	17件
同伴家族人員	15人	9人	14人	11人	19人	30人	
保護延人員	254人	186人	841人	452人	492人	966人	

※ 平成20年4月～12月

裁判所からの保護命令件数は、平成14年度6件、平成19年度7件となっており、平成14年度から19年度までの年度平均は9.3件となっています。

平成13年10月から平成20年3月までに全国で11,553件の保護命令が認容されており、そのうち福井地裁では56件で、人口10万人あたりの認容件数6.8件は全国平均9.0件よりも少なく全国第37位となっています。

○保護命令件数

期間	平成 13年度 ※1	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度 ※2	累 計
件数	0件	6件	13件	11件	7件	12件	7件	8件	64件

※1 平成13年10月～平成14年3月

※2 平成20年4月～11月

第3章 計画の基本的方向

1 目 標

配偶者からの暴力とは、単なる夫婦げんかや対等な立場にある個人間のもめごととは異なり、一方が暴力によって他方を支配する行為です。配偶者からの暴力は、暴行、傷害といった犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、夫婦という親密な関係の中で起こるために潜在化しやすく、外部からは気づきにくいという特徴があります。

配偶者からの暴力は歴史と社会の中で作られてきた男女の不平等な関係から生じるものであり、被害者やその子どもの心身に深い傷を残し、社会全体に深刻な悪影響を与えます。したがって、配偶者からの暴力は単なる個人的な問題ではなく、社会がその解消に取り組まなければならない重要課題の一つです。本県の特性である人と人とのつながりを良い方向に活かしながら、すべての県民が毅然とした態度で暴力に立ち向かい、配偶者からの暴力のない地域社会の中で、安全に安心して生活できることを目指します。

2 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を進めるうえでの基本的視点

性別にかかわらず県民すべての人権が尊重され、安全に安心して、地域社会に生きていくことができるようにするため、以下の基本理念のもとに施策に取り組みます。

- 配偶者からの暴力は、重大な人権侵害である。
- 被害者は自分の意思に基づき、安全に、安心して、自分らしい生活をする権利がある。
- 被害者が自立した生活を営むことができるまで、途切れることのない支援を講ずる。
- 被害者の子ども等も被害者として保護・支援する。
- 支援に際しては国籍、性別、年齢、障害の有無等を問わず、被害者の人権に十分配慮した対応を行う。
- 配偶者からの暴力の防止と、自立支援を含め被害者の適切な保護は行政の責務である。
- 施策を展開するに当たり、県、市町等の関係機関をはじめ、民間団体や企業が連携、協働する。
- 配偶者からの暴力を容認しない社会をつくるために、幼児期からの一貫した暴力を許さない教育と社会一般への普及啓発を行う。

3 基本目標、重点目標、施策の方向

本県における配偶者からの暴力対策の課題に取り組むため、目指すべき姿を4つの基本目標に集約し、その目標を実現する手段として19の重点目標を設けます。

また、重点目標の実現を図るため、取り組むべき施策の方向を示します。

基本目標Ⅰ「安心して相談でき、被害者を緊急・安全に保護する体制」

被害の早期発見や適切な通報がなされるとともに、すべての被害者が安心して相談することができ、加害者から危害を加えられることなく安全に保護される体制をつくることを目標とします。

基本目標Ⅱ「被害者への途切れることのない自立支援」

被害者に対し途切れることなく自立支援を行い、被害者が平穏で自立した生活を営むことができるようにすることを目標とします。

基本目標Ⅲ「関係機関、民間団体との連携協力」

相談と被害者の保護、自立支援等を適切かつ迅速に進めるため、関係機関や民間団体と連携、協力することを目標とします。

基本目標Ⅳ「配偶者からの暴力を容認しない社会づくりの推進」

幼児期から一貫して人権教育や暴力を許さない教育を行い、また、社会一般への普及啓発を通じて、配偶者からの暴力を容認しない社会をつくることを目標とします。

「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」の体系

基本 目標	重点目標	施策の方向
I 安心して相談でき、被害者を緊急・安全に保護する体制	①被害の早期発見・適切な通報のための体制整備、安全確保のための情報保護	(1)被害の発見と通報に関する県民の理解促進
		(2)医療、保健、福祉、教育機関等における被害の早期発見と被害者への情報提供
		(3)民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携
		(4)関係する地域ネットワークの活用
		(5)安全確保のための被害者情報保護
	②相談・支援体制の整備、拡充	(1)相談・支援に関わる関係機関の役割と連携の明確化
		(2)相談・保護・支援に関する十分な情報の提供と浸透
		(3)相談体制の強化
		(4)市町における支援センター設置の働きかけ
		(5)相談対応の充実および相談員等の安全確保と心のケア
	③保護体制の整備、拡充	(1)保護体制における関係機関の役割と連携の明確化
		(2)保護のための体制整備と安全性の確保
		(3)一時保護期間中の支援の充実
		(4)保護の広域的対応
		(5)高齢者施設、障害者施設との連携
	④総合的な調整機能の強化	(1)配偶者暴力対策ネットワークの充実強化
		(2)支援センターの拠点としての明確な位置付け
	⑤職務関係者の資質向上と二次的被害の防止	(1)職務関係者向けマニュアルの作成
		(2)職務関係者に対する研修
	⑥苦情の適切かつ迅速な処理	(1)苦情処理体制の整備
		(2)苦情内容の分析、改善に向けた検討および結果の公表
	⑦外国人、障害者等の人権に十分配慮した対応	(1)外国人に対する配慮
		(2)関連施設におけるバリアフリー化等の推進

基本 目標	重点目標	施策の方向
Ⅱ 被害者への途切れることのない自立支援	①住宅の確保に向けた支援	(1)公営住宅への入居の配慮
		(2)住宅の確保に向けた対応
	②生活支援・経済的自立のための支援	(1)援護制度に関する情報提供と適切かつ迅速な対応
		(2)就労に関する情報提供と関連機関との調整
		(3)被害者の母子に対する生活支援
		(4)医療保険および公的年金に関する情報提供
	③法的な手続きについての支援	(1)保護命令制度利用のための援助
		(2)民事法律扶助制度の周知等
	④心のケアに対する支援	(1)心理的被害に対するケア
		(2)被害者自助グループ等との連携強化
	⑤被害者の子どもを含めた親族に対する支援	(1)心理的被害に対するケア
		(2)学校等における被害拡大の防止と就学等支援
		(3)児童相談所等との連携推進
Ⅲ 関係機関、民間団体との連携協力	①関係機関とのネットワークの構築	(1)配偶者暴力対策ネットワークの充実強化
		(2)関係する地域ネットワークの活用
		(3)保護の広域的対応
	②市町、事業所、民間団体等との連携協力	(1)市町における取組みの推進と連携協力の強化
		(2)事業所、民間団体における理解の促進と被害者への配慮
		(3)地域の絆を活かす地域団体との連携
		(4)民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携
	③被害者支援団体等との協働	(1)被害者支援団体等への支援等
		(2)被害者支援団体等との協働
Ⅳ 社会づくりの推進	①正確な認識を深めるための普及啓発	(1)県における普及啓発の推進
		(2)市町における普及啓発の促進
	②幼児期からの一貫した暴力を許さない教育	(1)家庭や学校等における暴力を許さない教育の推進
		(2)地域における生涯学習の推進
	③暴力に対する厳正な対処	暴力行為への厳正な対処
	④暴力の防止等への調査研究	調査研究の推進

第4章 計画の内容

基本目標 I 「安心して相談でき、被害者を緊急・安全に保護する体制」

重点目標 ① 被害の早期発見・適切な通報のための体制整備、安全確保のための情報保護

[現状と課題]

配偶者からの暴力は家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、他人には見えない場所で行われることが多く、被害者自身も、家庭や職場の事情、加害者からの報復、今後への不安といった様々な理由から、外部に支援を求めることを長い間ためらう傾向があります。

そのため、事態が深刻化する前のできるだけ早い時期に、周囲が配偶者からの暴力の被害に気づき、被害者に対して相談・保護・自立支援策等についての情報を提供することが求められます。ただし、その際には、加害者側に気づかれ被害者を危険にさらすことのないように、安全に最大限配慮する必要があります。

また、被害者を支援するための情報を広く社会から求めるため、配偶者暴力防止法では、被害に気づいた第三者が支援センターや警察官に通報するよう努めることも求められています。その場合にも、本人をかえって窮地に追い込むことがないように、できる限り本人の意思を尊重することが大切です。

このため、県では、配偶者からの暴力に関するパンフレットや相談カードを作成し、いろいろな機会を利用して県民に対して配布し、周知を図っています。

また、住民、および日常の業務の中で被害者を発見し易い立場にある医療関係者向けに、被害者発見・通報パンフレットを作成し、配布しています。

また、地域において活動している民生委員・児童委員に対しては、研修会において、地域の人々の生活状況を把握し、被害者の早期発見に努めるよう周知を図っています。

さらに、安全確保のため被害者に関する情報が外部へ漏洩しないよう、徹底した情報管理を行うことが必要であることから、関係する自治体や機関に対して、被害者が住民基本台帳閲覧制限等の申請を行う際の支援について、研修会等を通じて、周知しています。

今後とも、通報の意義とその必要性について様々な機会を利用した啓発に努めるとともに、被害者情報保護の徹底を図る必要があります。

◎施策の方向と主な施策

(1) 被害の発見と通報に関する県民の理解促進

県民が、早期に被害に気づき、被害者に対し適切な援助を行えるよう、配偶者からの暴力の問題への関心や理解を深める機会を増やすとともに、配偶者暴力防止法における発見・通報に関する規定の周知を図ります。

○配偶者からの暴力に関するパンフレットの作成および学習会等での活用 【男女参画・県民活動課】

(2) 医療、保健、福祉、教育機関等における被害の早期発見と被害者への情報提供

医療、保健、福祉、教育機関における職務関係者が、日常の業務を行う中で被害を早期に発見し、被害者に対し適切に情報提供が行えるよう、これらの機関に対し、配偶者からの暴力に関する相談、保護、自立支援策およびその窓口についての周知を図ります。

また、これらの機関が被害の発見や対応のためのマニュアルを作成する際には、情報提供等の支援を行います。

○被害発見・通報マニュアルの研修会等での活用【男女参画・県民活動課】

(3) 民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携

地域住民と密接に関わる民生委員・児童委員、人権擁護委員等に、被害の早期発見、被害者への適切な情報提供、支援機関への橋渡しなどを担ってもらうため、関係機関との連携を図れるよう努めます。

○民生委員・児童委員等に対する研修の実施【男女参画・県民活動課、地域福祉課】

(4) 関係する地域ネットワークの活用

(後掲 III①(2))

(5) 安全確保のための被害者情報保護

被害者情報の漏洩により、被害者へ更なる危険を招いたり、被害者を更に傷つけることがないように、被害者の支援に関わる関係機関や関係者に対し、研修会等において情報管理の徹底を図ります。

○情報管理を徹底するための研修の実施【男女参画・県民活動課、警察本部】

重点目標 ② 相談・支援体制の整備、拡充**[現状と課題]**

被害者は、たとえ表面的には元気に振舞っていても、いつまた始まるかもわからない暴力への不安と恐怖、絶望感を抱えながら生活をしています。この苦しみから解放されるには、いつでも安心して相談ができ、住宅確保や生活支援など、個々の被害者に対応した適切で満足できる支援を受けられる体制が必要です。

本県では、生活学習館（ユー・アイふくい）に加え、平成18年度からは、総合福祉相談所および県内6カ所の健康福祉センターが支援センターとして、配偶者暴力に関する相談業務を行っています。支援センターの相談窓口がその後の解決に向けた適切な入口として機能するためには、相談員の資質向上と配偶者暴力に対する深い理解が求められます。このため、県では、職務関係者マニュアルを作成、配布している他、相談員研修会を開催し、その資質の向上を図っています。

被害者や被害に気付いた第三者からの相談に応じ、被害者の自立支援を適切に進めるためには、支援センター、警察、福祉事務所等の県、市町の関係機関の他、裁判所や民間被害者支援団体など多くの機関や職務関係者が連携して、被害者個々人の実情にあった支援が行われることが必要です。

平成19年の配偶者暴力防止法の改正では、市町村による支援センターの設置が努力義務化されたところであり、この改正の趣旨を踏まえて、被害者に最も身近な行政主体である市町における支援センター設置の働きかけを行う必要があります。

◎施策の方向と主な施策

(1) 相談・支援に関わる関係機関の役割と連携の明確化

被害者や被害に気づいた第三者からの相談に速やかに応じ、被害者の自立支援を適切に進めるため、関係機関や職務関係者等のそれぞれの役割や責任、相互の具体的な連携関係の明確化を図ります。

相談・支援における関係機関等：

生活学習館、総合福祉相談所、県健康福祉センター、児童相談所、市福祉事務所、県・市町関係課、母子生活支援施設、警察、司法機関、社会保険事務所、教育機関、民生委員・児童委員、人権擁護委員、国際交流協会、民間支援団体等

○相談・支援関係機関連携マニュアルの作成【男女参画・県民活動課】

(2) 相談・保護・支援に関する十分な情報の提供と浸透

被害者が戸惑うことなく的確に対応できるよう、相談・保護・支援機関に関する十分な情報を発信し、県民への浸透を図ります。

また、支援センターは、被害者の心や身体の痛手を回復し、安心して自立した生活ができるために役立つ情報を収集し、被害者への情報提供を行うとともに、他の相談機関、行政、警察、医療機関等でも被害者へ適切な対応が図られるよう、これらの機関に対し情報提供します。

○配偶者からの暴力に関するパンフレット、相談カード等の作成および街頭キャンペーン、普及啓発イベント等での活用【男女参画・県民活動課】

(3) 相談体制の強化

夜間や休日に発生する配偶者からの暴力の相談に即座に対応するため、夜間、休日における相談体制の強化を図ります。

○支援センター等での夜間、休日対応の充実

【男女参画・県民活動課、子ども家庭課、警察本部】

(4) 市町における支援センターの設置の働きかけ

市町における相談・支援窓口の一元化の状況を踏まえ、市町での支援センターの設置の働きかけを行います。

○市町の支援センター設置の働きかけ【男女参画・県民活動課】

(5) 相談対応の充実および相談員等の安全確保と心のケア

相談員や被害者支援活動に携わる支援者が、被害者から深刻な被害状況等について数多くの話を聴くうちに、自らも同様の心理状態に陥る、いわゆる「代理受傷」を体験したり、納得のいく解決策を容易に見出せず、無力感、虚脱感を感じるようになる、いわゆる「バーンアウト（燃えつき症候群）」状態に陥ることがあります。

こういった状態に陥った相談員のメンタルヘルスケアの充実や複雑、困難な相談に対応するための相談員研修会を実施します。

○支援センター等と警察との連携強化

【男女参画・県民活動課、子ども家庭課、警察本部】

○スーパーバイザー設置の検討【男女参画・県民活動課】

○相談員同士による事例検討（ケースカンファレンス）研修会の実施

【男女参画・県民活動課】

○精神保健福祉センターの利用【障害福祉課】

スーパーバイザー：

高度な知識経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行う者

重点目標 ③ 保護体制の整備、拡充

[現状と課題]

被害者および同伴する家族の一時保護は、一時保護施設および一時保護委託施設において実施しています。

被害者の一時保護が行われるまでの間、緊急、一時的に被害者の安全の確保を行う場合が生じていることから、平成19年の配偶者暴力防止法の改正では、被害者の緊急時における安全の確保が支援センターの業務であることが明記されました。県では、直ちに被害者を一時保護施設へ移送することが困難な場合に、被害者の安全確保に十分配慮しながら緊急一時保護を実施しています。

また、一時保護期間中の被害者の経済的負担を軽減するとともに、退所後の速やかな自立を支援するため、保護命令申立費用や住居費など必要な費用を支給しています。

さらに、被害者に対する加害者からの追及が激しい場合などには、被害者を県外施設で保護するなどの県域を超えた広域的な対応を行っています。

なお、近年同伴家族の増加および保護の長期化により、保護延人員が大幅に増加していることから、今後とも、被害者の要望に十分応えられるように、保護体制の整備や拡充を図ることが必要です。

◎施策の方向と主な施策

(1) 保護体制における関係機関の役割と連携の明確化【男女参画・県民活動課】

被害者や同伴する子ども等が安全に保護されるために、支援センターをはじめと

する関係機関が果たすべき役割や責任、連携の明確化に努めます。

保護体制における関係機関：

生活学習館、総合福祉相談所、県健康福祉センター、市福祉事務所、県・市町関係課、警察、医療機関等

(2) 保護のための体制整備と安全性の確保

被害者を保護する際には、関係機関の連携を図り、相談窓口から一時保護施設まで加害者から危害が加えられることのない安全な保護体制の整備に努めます。

また、緊急時に備えた24時間保護の体制整備に努めます。

○一時保護委託の実施【子ども家庭課】

○民間シェルターへの支援に対する検討【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】

○一時的に保護が必要な場合における緊急一時避難場所の確保

【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】

○一時保護施設における警備強化【子ども家庭課】

○加害者対応マニュアルの作成および適切な対応【男女参画・県民活動課】

○支援センター等と警察との連携強化

【男女参画・県民活動課、子ども家庭課、警察本部】

(3) 一時保護期間中の支援の充実

一時保護においては、被害者の人権とプライバシーに配慮し、被害者一人ひとりの事情に応じた支援に努めます。

被害者に同伴する子どもがいる場合は、児童虐待を受けている可能性もあるので、児童相談所との連携を強化し、心理的ケアを充実します。また、教育委員会や学校等と連携し、適切な保育・学習機会の確保にも努めます。

○同伴児童への対応の充実【子ども家庭課】

○一時保護期間中における被害者の経済的負担軽減【男女参画・県民活動課】

(4) 保護の広域的対応

加害者の追及から逃れるため、被害者を県外施設で保護する場合があります。保護の実施責任等を明確にしたうえで、県外施設との県域を越えた広域的な連携に努めます。

○県外一時保護施設との調整【子ども家庭課】

(5) 高齢者施設、障害者施設との連携

被害者が高齢者や障害者の場合には、高齢者施設や障害者施設等の適切な施設において一時保護ができるよう努めます。

○高齢者施設、障害者施設利用のための調整【子ども家庭課、長寿福祉課、障害福祉課】

重点目標 ④ 総合的な調整機能の強化

[現状と課題]

配偶者からの暴力は複雑な問題であり、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたり、幅広い分野にわたる関係機関等が、認識の共有や情報の交換から、具体的な事案に即した協議に至るまで効果的に連携していくことが必要です。

本県では、平成19年度に配偶者暴力対策連絡会議の構成員を拡大し、それまでの県の関係課、相談機関および警察に加え、市町、医療機関、教育機関、裁判所、民生委員・児童委員、人権擁護委員、民間団体等の参加を得て、事例研究、意見交換等を通じて連絡調整を行っています。

また、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点等、関連する法制度について幅広く情報を共有するため、ロールプレイ等を用いて、地域の実態に即した研修を実施する必要があります。

◎施策の方向と主な施策

(1) 配偶者暴力対策ネットワークの充実強化

各機関の責任者が参加し、施策の検討、機関相互の連絡調整等を行う配偶者暴力対策連絡会議を開催します。

また、実務者によるケース検討やシミュレーション等を行う地域別事例検討会を開催します。各会議の開催にあたっては、関係機関等が実効的な連携を行えるよう会議内容の充実に努めます。

○配偶者暴力対策連絡会議の開催【男女参画・県民活動課】

○ケース検討やシミュレーション研修を行う地域別事例検討会の開催

【男女参画・県民活動課】

(2) 支援センターの拠点としての明確な位置付け

支援センターは、啓発、相談、保護、自立支援等の中核的な拠点であり、関係機関等との組織的な連携を強化し、これらの機関との連携のあり方や方法等の確立に努めます。

支援センターが複数設置される場合には、その機能をより効果的に発揮する観点から、支援センター間の調整や連携の拠点となる中心センターを、県の支援センターにおいて1か所指定します。

○関係機関等連携マニュアルの作成および活用による連携推進

【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】

重点目標 ⑤ 職務関係者の資質向上と二次的被害の防止

[現状と課題]

相談や支援に携わる職務関係者は、それぞれの立場において被害の特質を踏まえた適切な対応を行うことが常に求められています。また職務関係者や支援者の不適切な対応によって被害者の安全を脅かし、その心に一層の傷を与えてしまうといった二次的被害を防止する取組みが必要であることから、県では職務関係者マニュアルを作成・配布するとともに、配偶者暴力被害者対策連絡会議の実務者会議（地域別事例検討会）におけるケース検討等を通じて職務関係者の資質向上を図っています。

◎施策の方向と主な施策

（１）職務関係者向けマニュアルの作成

被害者からの相談、保護、自立支援に携わるすべての職務関係者が、一貫して適切かつ迅速な対応ができ、被害者に対し二次的被害を与えることがないように、また加害者からのプレッシャーにさらされる中で適切な対応を行うにあたり、職務関係者が個人ではなく組織として対応できるよう、職務関係者向けの対応マニュアルを作成します。

○被害者対応マニュアル、二次的被害防止マニュアルの作成

【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】

（２）職務関係者に対する研修

職務関係者が、配偶者からの暴力の特性を理解し、不適切な対応や言動によって二次的被害を引き起こすことがないように、職務関係者の経験年数や職務の内容に対応した体系的な研修を定期的かつ継続的に行い、職務関係者の資質向上を図ります。

○配偶者暴力に関する基礎的な知識を学ぶ初任者研修の実施【男女参画・県民活動課】

○相談員同士による事例検討（ケースカンファレンス）研修会の実施

（再掲 I②（５））

○ケース検討やシミュレーション研修を行う地域別事例検討会の開催

（再掲 I④（１））

職務関係者：

県、市町、生活学習館、総合福祉相談所、県健康福祉センター、児童相談所、精神保健福祉センター、福祉事務所、警察、幼稚園、学校、保育所、検察、法務局、裁判所、医療機関、社会福祉施設、精神保健福祉施設、国際交流協会等の各職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、調停委員、弁護士、公証人、通訳等

二次的被害：

相談・保護、捜査、裁判等に携わる職務関係者等の不適切な言動により、被害者が傷つき、更なる被害が生じること。

重点目標 ⑥ 苦情の適切かつ迅速な処理

[現状と課題]

支援センター、警察、市福祉事務所等の県、市町、その他の関係機関等において、被害者の相談、保護、自立支援に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理することが必要です。

◎施策の方向と主な施策

(1) 苦情処理体制の整備

それぞれの関係機関等が、被害者の相談、保護、自立支援に係る職員の職務の執行に関する苦情を、適切かつ迅速に処理するための体制を整備し、申出者への説明責任を果たす等、一定のルールに沿った方法で解決に当たるよう働きかけます。

○苦情処理のための統一ルールの作成【男女参画・県民活動課】

○第三者による苦情処理の検討【男女参画・県民活動課】

(2) 苦情内容の分析、改善に向けた検討および結果の公表

申出のあった苦情についての情報収集に努め、苦情の内容について分析を行い、今後の職務執行の改善に反映させます。また、苦情の処理結果については、県民への公表に努めます。

○苦情処理結果のホームページ等での公表【男女参画・県民活動課】

重点目標 ⑦ 外国人、障害者等の人権に十分配慮した対応

[現状と課題]

被害者は、国籍や障害の有無に関わらず支援を受けられますが、言語や障害が壁となり、外国人や障害のある人などは配偶者からの暴力に関する支援情報から疎遠な状態と考えられます。

このことから、県では、外国語によるパンフレットの作成、配布による情報提供や一時保護に関する案内や申請書を外国語に翻訳し活用している他、通訳が必要な場合は、県国際交流協会の協力を得て通訳ボランティアの派遣により対応しています。

また、障害のある被害者が、相談、支援機関等を支障なく利用できるよう、これらの施設のバリアフリー化を進めてきました。

今後も引き続き、支援情報の提供、相談窓口の対応等の面において、それぞれの被害者のニーズに応じた対応を行う必要があります。

◎施策の方向と主な施策

(1) 外国人に対する配慮

外国人が配偶者からの暴力に関する認識を深め、県内の相談、保護、自立支援策とその窓口について十分に理解することができるように、外国語による情報提供を行います。

また、相談窓口や一時保護施設、自立支援の関係機関において、外国人被害者が職員との意思疎通を図ることができるよう通訳を確保します。

○外国語によるパンフレットの作成、配布による情報提供【男女参画・県民活動課】

○外国語通訳の確保

【男女参画・県民活動課、子ども家庭課、国際・マーケット戦略課、警察本部】

(2) 関連施設におけるバリアフリー化等の推進

障害のある被害者が、相談、支援機関等を支障なく利用できるよう、障害に応じたコミュニケーション手段の確保に努めます。

○手話通訳の確保、点字パンフレットの作成等

【男女参画・県民活動課、子ども家庭課、障害福祉課、警察本部】

基本目標 Ⅱ 「被害者への途切れることのない自立支援」

重点目標 ① 住宅の確保に向けた支援

[現状と課題]

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることが重要です。しかしながら、被害者が自立しようとしても、経済的事情や適当な保証人がいないなどの理由から住宅の確保が困難な場合があります。

平成19年度から、就職時やアパート等を賃借する際に、婦人相談所等の施設長等が保証人となることができる身元保証人確保対策事業が実施されており、当該事業の周知と適切な運用を図る必要があります。

また、県営住宅においては、DV被害者が優先入居対象者に加わり、身元保証人についても弾力的に運用するよう配慮されています。県内の市町営住宅において同様の取扱いを実施するよう働きかけていく必要があります。

さらに、住居の確保が困難な被害者が自立するための中間的な施設の提供について検討する必要があります。

◎施策の方向と主な施策

(1) 公営住宅への入居の配慮

県営住宅において、被害者や同居する家族の優先入居、収入額認定、保証人の取扱い等、被害の特性に最大限に配慮した柔軟な運用に努めます。また、市町営住宅においても、同じように優先入居等が図られるよう、市町に対し働きかけます。

○被害者の県営住宅への優先入居等の柔軟な対応の実施と事業の周知【建築住宅課】

○被害者の市町営住宅への優先入居および優遇措置の取組みの働きかけの実施
【男女参画・県民活動課、建築住宅課】

(2) 住宅の確保に向けた対応

支援センターにおいて、必要に応じ、公営住宅や民間賃貸住宅等に関する制度や物件についての情報を収集し、被害者へ提供します。

また、住宅の確保が困難な被害者が、安心して自立に向けた準備ができるよう、中間的施設の設置を検討します。

○自立のための中間的施設の設置の検討【男女参画・県民活動課】

○住宅確保のための必要な費用の検討【男女参画・県民活動課】

○住宅入居のための身元保証人確保対策事業の周知【子ども家庭課】

○住宅に関する情報提供【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】

重点目標 ② 生活支援・経済的自立のための支援

[現状と課題]

被害者が加害者のもとを離れ、自立して生活をしていくためには、公的な援護制度や就業・子育て等に対する多様な支援が不可欠です。支援にあたっては、関係する機関等が多岐にわたることから、これらの機関が、認識を共有しながら連携を図っていくことが必要です。

県では、生活保護法や児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、その他の法令で定めるところにより、被害者に対して事案に応じ、利用可能な福祉制度による支援および情報提供を行っています。

また、就業支援としては、ハローワークと連携し被害者の状況に応じて就業相談や求職活動に必要な情報の提供と助言を行っています。

子どもがいる被害者については、母子自立支援員と連携し、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、母子家庭自立支援給付金制度等の対象となり得ることから、こうした制度の利用を進め、自立の支援を行っています。

◎施策の方向と主な施策

(1) 援護制度に関する情報提供と適切かつ迅速な対応

支援センターは、被害者に対し、生活保護や児童扶養手当、児童手当、母子家庭への医療費助成、保育料軽減策等の援護制度についての情報提供や利用への助言を行うとともに、申請の窓口となる機関との連携を図ります。

また、一時保護された被害者の保護・自立支援にあたっては、被害者の状況に応じた支援策を関係機関と調整する役割を支援センターが担い、被害者の意思を尊重した自立支援プランの作成に努めます。

○援護制度に関する情報提供と実施機関との連携【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】

○自立支援プランの作成【男女参画・県民活動課】

(2) 就労に関する情報提供と関連機関との調整

支援センターは、被害者の状況に応じ、公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度、各種給付金事業等についての情報提供と助言を行い、関連する機関との連絡調整に努めます。

○就労に関する情報提供と実施機関との連携

【男女参画・県民活動課、子ども家庭課、労働政策課】

(3) 被害者の母子に対する生活支援

支援センターは、母子自立支援員等と緊密な連携のもと、疾病時等に生活援助や保育サービスを提供する母子家庭等日常生活支援事業、就業支援サービスの提供等を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子福祉資金貸付制度等の母子家庭支援制度に関する情報を提供します。

- 母子に対する生活支援に関する情報提供と実施機関との連携【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】
- 貸付制度における公的保証制度の検討【男女参画・県民活動課】

(4) 医療保険および公的年金に関する情報提供

支援センターは、被害者一人ひとりの実情に即して、健康保険や国民健康保険等および国民年金や厚生年金等の制度、加入手続、保険料や保険税の軽減・免除措置等に関する情報を提供します。

- 医療保険制度および公的年金制度に関する情報提供と実施機関との連携【男女参画・県民活動課】

重点目標 ③ 法的な手続きについての支援

[現状と課題]

配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の活用を図るとともに、被害者が抱える離婚、子どもの養育費等の金銭的な問題等を解決するため、法的な手続きについて多様な支援を行うことが必要です。なお、平成19年の配偶者暴力防止法の改正で、被害者の親族、支援者にも保護命令が発せられるようになるなど、制度の拡充が図られるとともに、保護命令が発出された場合において、申立書に支援センターに相談した旨の記載があるときには、裁判所から支援センターにその旨が通知されることとなりました。

県では、被害者が、保護命令制度を円滑かつ迅速に利用できるよう、支援センターにおいて、申立書等書面作成の助言、関係機関への連絡、拡充された保護命令制度についての情報提供を行っています。なお、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けた場合には、速やかに被害者と連絡を取り、被害を防止するための留意事項の情報提供や緊急時の迅速な通報等についての教示を行うなど、被害者の安全確保に努めることが必要です。

生活学習館（ユニー・アイふくい）および人権センターでは、弁護士による法律相談を定期的に行っており、また、日本司法支援センターにおいても資力に乏しい者に対する無料法律相談等を実施しています。

◎施策の方向と主な施策

(1) 保護命令制度利用のための援助

被害者が保護命令制度を円滑かつ迅速に利用できるよう、支援センターにおいて、被害者に対し保護命令制度についての情報提供等を行い、一層の周知に努めます。

- わかりやすい保護命令制度解説パンフレット等の作成【男女参画・県民活動課】

(2) 民事法律扶助制度の周知等

被害者が抱える民事紛争の解決を援助するため、日本司法支援センターの民事法

律扶助制度や県・市町で実施する法律相談等の法的な支援制度について広く周知していきます。

また、支援センターにおいて、被害者に対し紛争解決のための情報提供を行うとともに、弁護士や調停委員、裁判所等に対し安全確保のための配慮を行うよう働きかけます。

○法的支援制度についての情報収集と周知【男女参画・県民活動課】

○無料法律相談の拡充【男女参画・県民活動課、地域福祉課】

○法的機関への安全確保に向けた働きかけの実施【男女参画・県民活動課】

日本司法支援センター(愛称：法テラス)：

総合法律支援法に基づき、「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に設立された、国民向けの法的支援を行う中心的な機関。

民事法律扶助制度：

国の補助金を財源に、弁護士や裁判所費用の立替え、無料法律相談の実施、弁護士の紹介等を行う制度。

重点目標 ④ 心のケアに対する支援

[現状と課題]

被害者は、繰り返される暴力の中で、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、心に傷を負うことが少なくありません。また、避難した後も、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等から精神的に不安定な状態に陥りがちです。このような被害者に対しては長期的な心のケアが必要です。

婦人相談所においては、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの援助等を行っています。

また、心のケアが必要な被害者には、必要に応じて生活学習館や精神保健福祉センターの「こころの相談」で対応しています。被害者にきめ細かく対応するためには、行政機関だけでなく、被害者に寄り添ってきめ細かで持続的な支援活動を行う被害者自助グループ等と連携し、効果的な施策の実施を図っていくことが必要です。

◎施策の方向と主な施策

(1) 心理的被害に対するケア

暴力によって、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の心理的な被害を受けた被害者に対し、医師、臨床心理士、心理カウンセラー等の専門家による定期的かつ継続的な相談の場の提供を行います。

また、配偶者からの暴力という体験を有する被害者同志が体験や感情を共有し、情報を交換し合う自助グループ等の活動への参加を促します。

心的外傷後ストレス障害（PTSD[post-traumatic stress disorder]）：

繰り返される暴力によって生じる特徴的な精神障害。症状として、自分が意図しないのにある出来事が繰り返し思い出され、そのときに感じた苦痛などの気持ちがよみがえったり、体験を思い出すような状況や場面を、意識的または無意識に避け続けたり、あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりすること等があります。

○生活学習館、精神保健福祉センターにおける「こころの相談」の実施

【男女参画・県民活動課、障害福祉課】

○支援センターにおける精神保健に関する支援の実施

【男女参画・県民活動課、障害福祉課】

○被害者自助グループ等に関する情報提供【男女参画・県民活動課】

（２）被害者自助グループ等との連携強化

被害者自助グループは、被害者の対場に立って、被害者が抱える課題にきめ細かく対応するとともに、被害者の実情やニーズを伝え、重大な人権侵害である配偶者からの暴力の問題について社会に警鐘を鳴らすという役割を果たしています。こういった被害者自助グループが行政機関等と連携して地域の中でさらに充実した活動ができるよう支援を行います。

○被害者自助グループ等に関する情報提供【男女参画・県民活動課】

○被害者自助グループ等の活動に対する支援【男女参画・県民活動課】

重点目標 ⑤ 被害者の子どもを含めた親族に対する支援**〔現状と課題〕**

被害者が子どもを同伴している場合、その子どもは被虐待児である可能性があるもので、同伴児の心理的ケアにも配慮することが必要です。

また、被害者に同伴する子どもが通う保育所や幼稚園、学校、児童館、学童保育施設等においては、子どもに対し教職員等の言動により二次的被害を与えること、学校等から加害者へ被害者情報を漏洩すること、子どもが加害者によって連れ去られること等がないように努める必要があります。

さらに、住民票がなくても子どもの転園、転入学が可能である等、就学手続きに関する必要な情報を被害者に対し提供することが必要です。

◎施策の方向と主な施策**（１）心理的被害に対するケア**

被害者の子どもや親族は、表面に現れなくても心理的に深く傷ついている場合があるので、個々の状況に応じて、学校カウンセラー、臨床心理士、児童心理司、保健師等による継続的な心のケアに努めます。

○専門的機関によるこころのケアの実施【男女参画・県民活動課、子ども家庭課、教育庁】

○精神保健福祉センターの利用【障害福祉課】

(2) 学校等における被害拡大の防止と就学等支援

教職員等が配偶者からの暴力についての認識を深めるとともに、被害者の子どもに対する二次的被害の防止、被害者情報の管理の徹底および加害者対応マニュアルの作成等を行うよう働きかけます。

また、支援センターにおいて、被害者に対し、転入園、転入学等の就学手続きに関する必要な情報を提供します。

○学校等における配慮への働きかけ

【大学・私学振興課、男女参画・県民活動課、子ども家庭課、高校教育課、義務教育課】

○就学手続きに関する情報提供【男女参画・県民活動課】

(3) 児童相談所等との連携推進【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】

被害者の子どもに対し児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置や配慮が講じられるよう、児童相談所、県健康福祉センター、市福祉事務所、市町の関係各課および要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

基本目標 Ⅲ 「関係機関、民間団体との連携協力」

重点目標 ① 関係機関とのネットワークの充実強化

[現状と課題]

本県では、平成19年度に配偶者暴力対策連絡会議の構成員を拡大し、それまでの県の関係課、相談機関および警察に加え、市町、医療機関、教育機関、裁判所、民生委員・児童委員、人権擁護委員、民間団体等の参加を得て、事例研究、意見交換等を通じて連絡調整を行っています。

さらに、配偶者からの暴力は児童虐待や高齢者虐待等とも関連があり、それらの対応の中で発見される場合があることから、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や地域高齢者権利擁護推進会議、市町の地域包括支援センター、犯罪被害者等支援連絡協議会などの既存のネットワークとの連携により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進める必要があります。

また、被害者に対する加害者からの迫及が激しい場合などには、被害者を県外施設で保護するなどの県域を越えた広域的な対応を行っています。全国知事会においては、平成19年度に一時保護にかかる広域連携に関する申し合わせがなされています。

◎施策の方向と主な施策

(1) 配偶者暴力対策ネットワークの構築

(再掲 I④(1))

(2) 関係する地域ネットワークの活用

配偶者からの暴力は児童虐待や高齢者虐待との関連があることから、支援センターが児童虐待や高齢者虐待の防止や犯罪被害者支援のためのネットワークや関連する福祉施設等と情報交換し、連携、協力を図るよう努めます。

○児童虐待や高齢者虐待、犯罪被害者支援に関するネットワーク等との連携

【男女参画・県民活動課、県民安全課、子ども家庭課、長寿福祉課】

(3) 保護の広域的対応

(再掲 I③(4))

重点目標 ② 市町、事業所、民間団体等との連携協力

[現状と課題]

市町は、住民にとって最も身近な相談窓口であり、住民基本台帳、医療保険、公的

年金、福祉制度等の手続きを通じて被害者支援にも深く関与する等、被害の発見、保護、自立支援等において支援センターと市町の連携は不可欠です。

平成19年度の配偶者暴力防止法の改正により、市町は、配偶者の暴力の防止および被害者の保護のための施策の基本的な計画（以下「市町基本計画」という。）の策定について努力義務を負うことになりました。県では、今後、各市町において、配偶者暴力防止の施策が効果的に推進されるために市町基本計画が早期に策定されるよう必要な支援を行う必要があります。

また、職場では、事前に、被害者に対する適切な対応方法について検討し、周知しておく必要があります。対応方法としては、被害者に対し相談、保護、支援に関する情報を安全な場所で適切に提供することや、噂による被害の防止のほか、被害者が希望する場合には、配置転換や休業等、安全に就労を継続できるための適切な配慮を促すこと等が考えられます。

本県には、地域とのつながりである「地縁」が残っており、地域活動も活発に行われています。また、民生委員・児童委員、人権擁護委員等が、地域において、被害者に深く関わっていることから、配偶者暴力対策連絡会議に参加しています。これらの活動を行う地域団体や関係者へ配偶者からの暴力に関する情報を提供し、暴力を容認しない意識の普及啓発や暴力の防止に連携して取り組むことが必要です。

◎施策の方向と主な施策

（１）市町における取組みの推進と連携協力の強化

市町に対し、配偶者からの暴力の防止と被害者支援施策充実のため、県の基本計画を勘案し、地域の実情や既存計画等の策定状況を踏まえた市町基本計画が策定されるよう必要な支援を行います。

また、被害者個々人に対応した保護と自立支援、二次的被害の防止を積極的に進めるため、支援手続等にかかる窓口の一元化など被害者支援体制の整備を早期に実現するよう、市町に働きかけます。

被害者に対し適切かつ迅速に対応できるように市町との連携協力を進めます。

○市町基本計画策定の働きかけ【男女参画・県民活動課】

○市町における被害者支援窓口の一元化【男女参画・県民活動課】

（２）事業所、民間団体における理解の促進と被害者への配慮

職場のすべての人に配偶者からの暴力に対する理解を深めてもらうため、事業所や民間団体に対し普及啓発に努めるとともに、配偶者からの暴力防止ポスター、パンフレット、相談カード等の掲示、常置、配布等、配偶者からの暴力の防止への協力を呼びかけます。

また、職場において被害者に対する情報提供、被害者情報保護、噂による被害の防止、配置転換や休業等、被害者が安全に就労を継続できるための適切な配慮がなされるよう、事業所や民間団体に対し促します。

○事業所、民間団体に対する研修会、講演会等の実施【男女参画・県民活動課】

○事業所、民間団体における取組みへの働きかけ【男女参画・県民活動課】

(3) 地域の絆を活かす地域団体との連携

本県には、地域とのつながりである「地縁」が残っており、地域活動も活発に行われています。これらの活動を行う自治会等の地域の団体に、配偶者からの暴力に関する情報の提供や、配偶者からの暴力防止ポスター、パンフレット、相談カード等の配布等を行い、地域での暴力を容認しない意識の普及啓発や暴力防止に連携して取り組みます。

○地域団体に対する研修会、講演会等の実施【男女参画・県民活動課】

○講師派遣等、地域における取り組みへの支援【男女参画・県民活動課】

(4) 民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携

(再掲 I ① (3))

重点目標 ③ 被害者支援団体等との協働**[現状と課題]**

県と配偶者暴力防止や被害者支援を目的としたNPO等の民間団体とは、事業の共催や委託事業の実施などを通じて、連携を取りながら、配偶者暴力防止の普及啓発や被害者の自立支援を実施しています。

しかしながら、県内には、被害者の支援についての知識と経験を持ち、被害者を身近で支える民間団体は、まだ多くないのが現状です。

被害者を身近なところから支えるために、被害者を支援する民間団体との協働が不可欠です。

◎施策の方向と主な施策**(1) 被害者支援団体等への支援等【男女参画・県民活動課】**

配偶者からの暴力に対する施策を進める上で、行政機関が全て対応していくことには、限界があり、また民間被害者支援団体等が対応した方が効率的・効果的な分野もあります。こういった柔軟で機動的な活動ができる民間被害者支援団体等は県内に数多くあることが望ましいので、民間被害者支援団体等の支援・育成に努めます。

(2) 被害者支援団体等との協働

被害者支援に当たっては、被害者の実情にあったきめ細かな対応ができるよう、被害者支援に実際に取り組むボランティアや民間団体との連携、協働に努めます。

○被害者支援団体等との協働による施策等の実施【男女参画・県民活動課】

基本目標 Ⅳ「配偶者からの暴力を容認しない社会づくりの推進」

重点目標 ① 正確な認識を深めるための普及啓発

[現状と課題]

県では、配偶者からの暴力の防止に関する県民の理解と正確な認識を深めるために6月の「男女共同参画月間」や11月12日から2週間の「女性に対する暴力をなくす運動」期間、12月4日からの「人権週間」などを中心にポスターやパンフレットの配布、テレビ等を通じた広報啓発を行っています。

配偶者からの暴力は犯罪となる行為や精神的暴力をも含む重大な人権侵害です。県民の間にこのような認識が広く定着し、暴力を許さない意識が浸透するように、日ごろから普及啓発に努める必要があります。

また、啓発にあたっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならず、精神的暴力および性的暴力も含まれることに留意する必要があります。

◎施策の方向と主な施策

(1) 県における普及啓発の推進

県民の理解と協力を得るため、一過性のイベントに終わらない継続的な啓発・普及活動を実施します。また、相談、保護、自立支援における施策についても周知を図ります。

○事業所、民間団体等への出前講座の実施【男女参画・県民活動課】

○多様なマスメディアによる普及啓発の実施【男女参画・県民活動課】

(2) 市町における普及啓発の促進

住民にとって最も身近な機関である市町においても、配偶者からの暴力に関する普及啓発が積極的に行われるよう働きかけます。

○市町に対する助言、情報提供等の支援【男女参画・県民活動課】

重点目標 ② 幼児期からの一貫した暴力を許さない教育

[現状と課題]

配偶者からの暴力を防止するためには、幼児期の早い段階から暴力を許さない教育を行い、暴力を許さないという意識を社会全体で醸成することが必要です。

若い世代の交際相手からの暴力が、いわゆる「デートDV」と呼ばれ問題化しています。

県では、「デートDV」防止に関する啓発を取り入れた高校生向けの男女共同参画ハンドブックを作成し、県下全高校2年生を対象として配布するとともに、配偶者暴力防

止に取り組むNPOと協力して、高校において予防のための講演会を実施しています。

交際相手からの暴力については、配偶者暴力防止法の対策の直接の対象ではありませんが、将来において配偶者暴力に発展しないよう、予防のための教育、啓発に取り組んでいく必要があります。

◎施策の方向と主な施策

(1) 家庭や学校等における暴力を許さない教育の推進

家庭は、子どもにとって人格形成にかかわる働きかけが最初に行われるところであり、大人にとって夫婦の絆を深めるところでもあります。しかし、その家庭において暴力が振るわれることがあります。家庭において、暴力が許せないものであることを教え、話し合うための啓発や学習機会の提供を行うとともに、保護者への意識啓発を行います。

また、保育所や幼稚園など幼児期から小学校以降の学校教育の各段階において、暴力を許さないという意識を形成、確立するため、暴力を許さない教育、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育の一層の推進を図ります。さらに、中学校、高校、大学においては、暴力を許さない教育の一環として、デートDVについての学習の推進を図ります。併せて、保育士や教職員等への意識啓発を行います。

○地域情報誌による広報【男女参画・県民活動課】

○意識啓発パンフレット等の家庭への配布【男女参画・県民活動課】

○家庭教育の相談【生涯学習課】

○中学、高校、大学における暴力を許さない教育の一層の推進

【大学・私学振興課、高校教育課、義務教育課】

○教育関係者等への研修【大学・私学振興課、子ども家庭課、教育庁】

○青少年の健全な育成を阻害する暴力表現の著しい出版物等の規制【県民安全課】

(2) 地域における生涯学習の推進

男女が互いを思いやり対等であるという認識のもと、すべての県民が配偶者からの暴力を正しく理解し、暴力を許さないという意識を社会全体で醸成するために、生活学習館、社会教育施設、地域において生涯学習の推進を図ります。

○生涯学習の充実【生涯学習課】

重点目標 ③ 暴力に対する厳正な対処

[現状と課題]

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力を抑制し、被害者の安全を確保するためには、配偶者からの暴力に対して、被害者の意思を踏まえ、厳正に対処することが必要です。

◎施策の方向と主な施策

暴力行為への厳正な対処【警察本部】

配偶者からの暴力が刑罰法令に抵触する場合には、被害者の意思を踏まえ、検挙その他の適切な処置を講じて適正かつ適切に対処します。また、配偶者暴力防止法、警察法、警察官職務執行法その他の法令の定めるところにより暴力の制止、被害者の保護、その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために、加害者に対する指導、警告、検挙等必要な措置を講ずるよう努めます。

重点目標 ④ 暴力の防止等への調査研究

[現状と課題]

配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に資するためには、被害者を保護するだけでなく、加害者自らの責任を認識させ、更生させるための指導が重要ですが、現状では有効な指導方法は確立されていません。

国においては、「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者更生に関する研究」など、加害者更生のための指導方法を見極める調査研究が進められているところではあります。

県においては、これら国の調査研究の状況等を注視しながら、配偶者暴力の再発防止を進める必要があります。

また、暴力が、配偶者等だけでなく、子ども等にも及ぶことが少なくはなく、身体的な暴力に至らなくても、子どもの前で暴力を振るうこと自体が児童虐待の一つであり、子どもの心身に深刻かつ長期的な影響を与えると指摘されています。こうした子どもに対するケアも必要とされます。

さらに、職務関係者を対象にした対応マニュアルや研修プログラムについては、定期的に見直すほか、状況の変化と必要に応じて修正することが必要です。

◎施策の方向と主な施策

調査研究の推進

配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に資するため、国等の状況について情報収集を行い、配偶者からの暴力の再発防止のために効果的な実施方法を検討します。

○加害者更生の指導に関する検討【男女参画・県民活動課】

○職務関係者対象の対応マニュアルや研修内容の再検討

【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】

計画改定の経過

◎「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」改定検討会の開催

1 開催状況

【第1回】

- ① 開催日 平成20年8月21日（木）
- ② 議 題 計画改定にあたっての要点整理等について

【第2回】

- ① 開催日 平成20年11月7日（木）
- ② 議 題 計画改定のポイント、改定後の具体的施策の展開

【第3回】

- ① 開催日 平成21年1月21日（水）
- ② 議 題 提言書（案）について（とりまとめ）

【提 言】

平成21年2月5日（木）

2 委員名簿

（五十音順）

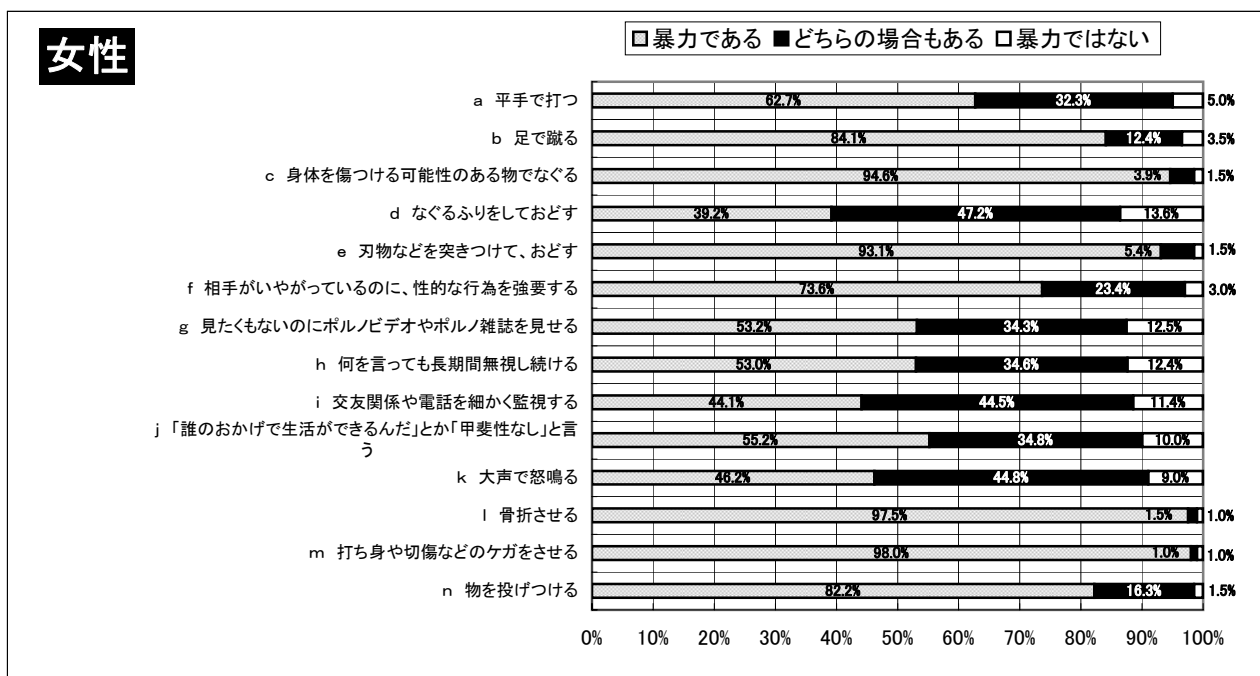
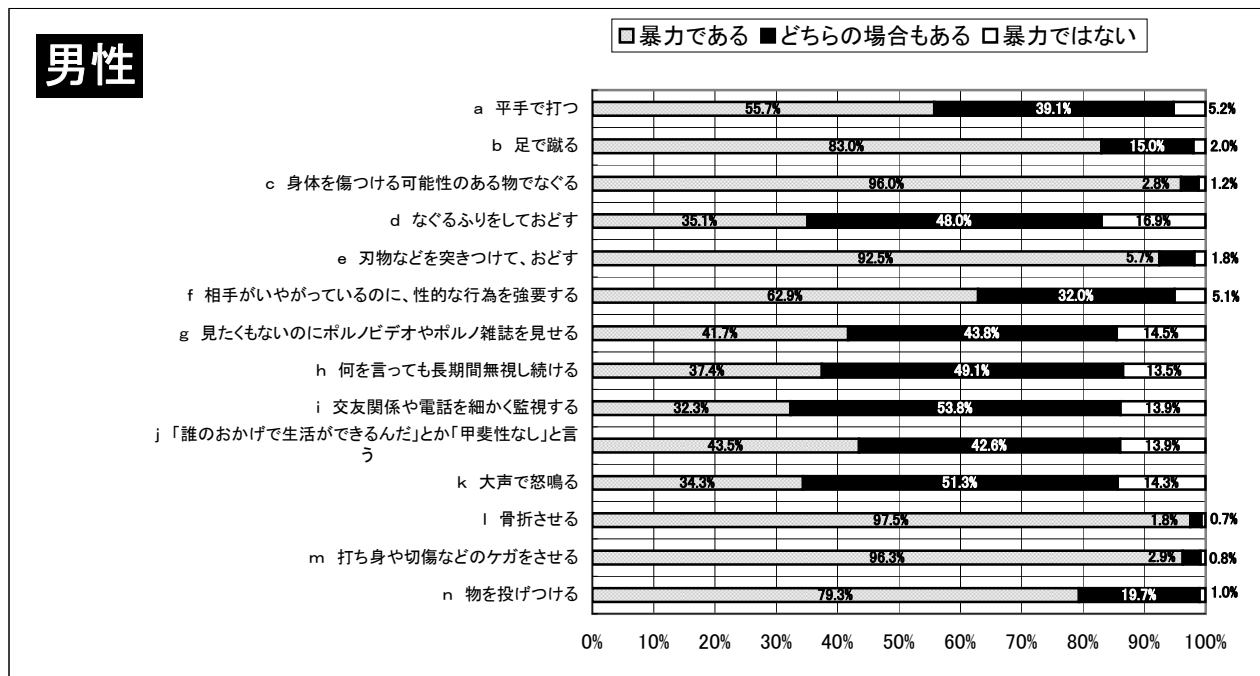
氏 名	備 考
赤 澤 淳 子	仁愛大学人間学研究科心理学専攻准教授 福井県公立中学校スクール・カウンセラー
下 田 須榮子	福井県民生委員児童委員協議会理事 福井市民生委員児童委員協議会副会長
田 中 善 隆	（福）コミュニティネットワークふくい理事長 福井県人権施策推進審議会委員
中 西 美代子	福井県人権擁護委員連合会副会長 福井市中央公民館館長
長谷川 美 香	チューリップの会（DV被害者自助グループ）代表世話人 福井大学医学部看護学科教授
松 原 六 郎 （座 長）	（財）松原病院理事長 医師 （特）福井被害者支援センター理事長

◎県民パブリックコメント

- ①期 間 平成21年2月10日（火）～23日（月）
- ②件 数 48件（意見者15名）

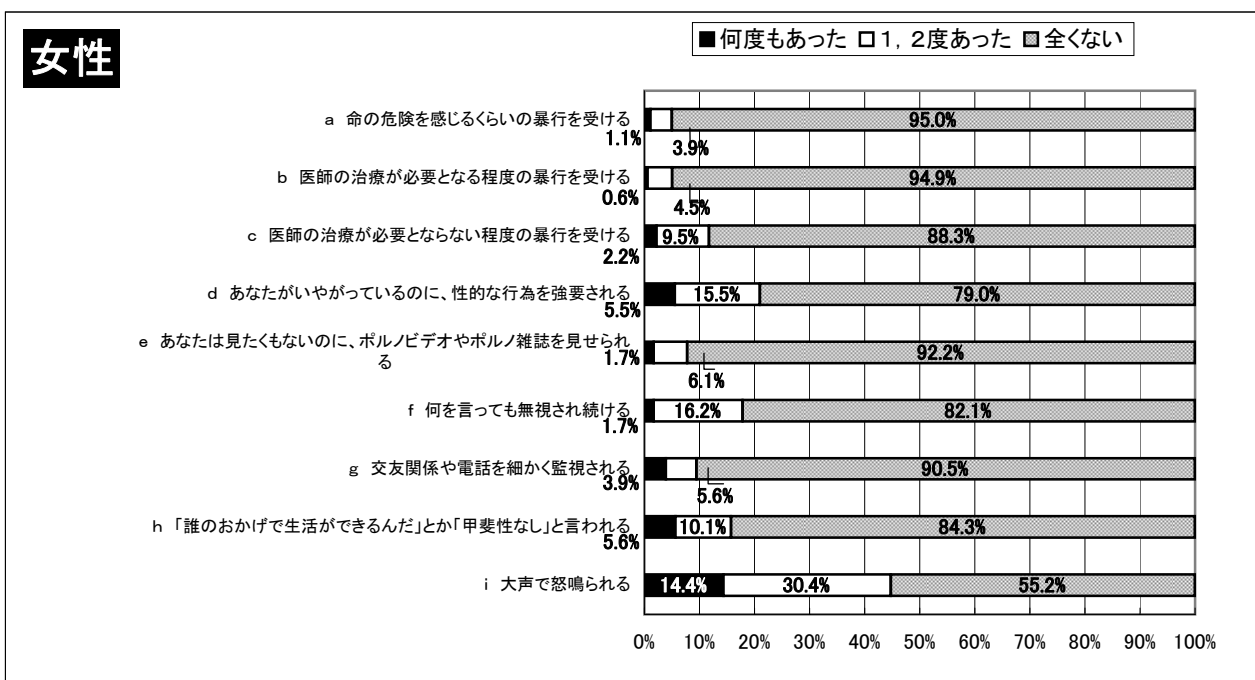
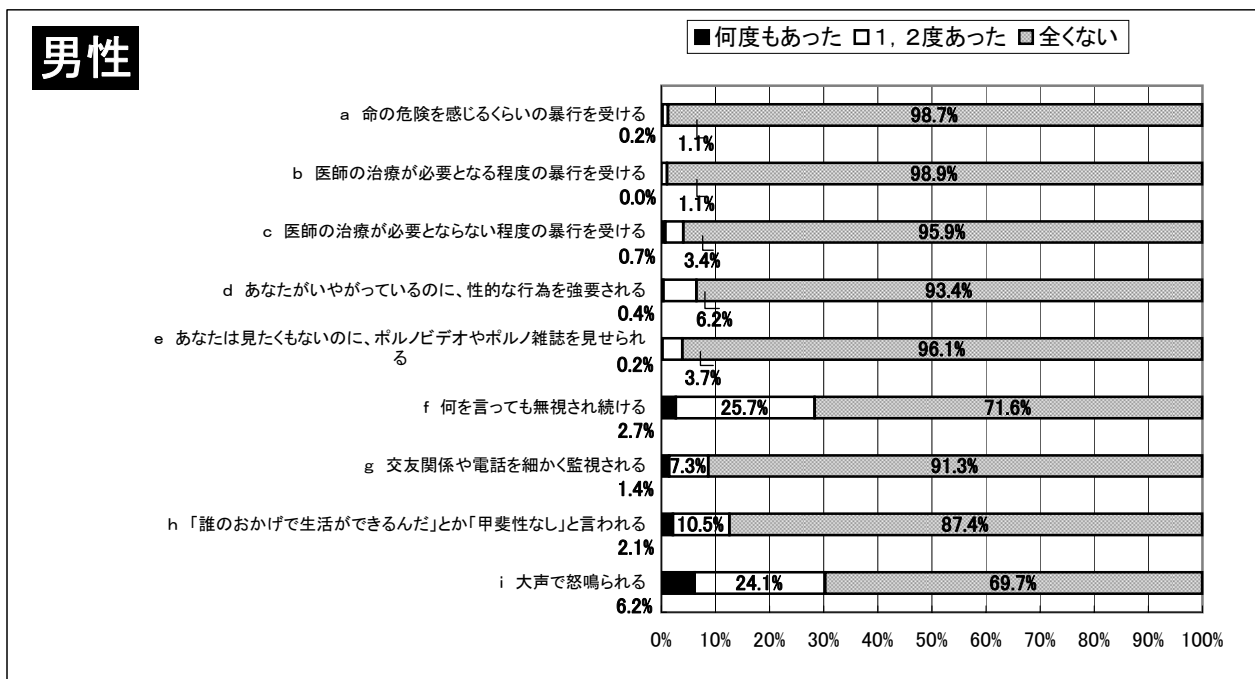
人権問題についてのアンケート調査〔平成20年9月福井県〕（抜粋）

問 次のようなことが夫婦（事実婚や別居中を含む）の間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。aからnのそれぞれについて、1から3のうちあなたの考えに近いものはどれですか。（いずれか1つ選択）



「足で蹴る」（男性83.0%、女性84.1%）、「平手で打つ」（男性55.7%、女性62.7%）といった身体的行為については、男女とも6割から8割以上が「暴力である」と回答していますが、「大声で怒鳴る」（男性34.3%、女性46.2%）、「何を言っても長時間無視続ける」（男性37.4%、女性53.0%）といった心理的暴力を「暴力である」と回答している人は、3割から5割にとどまっています。

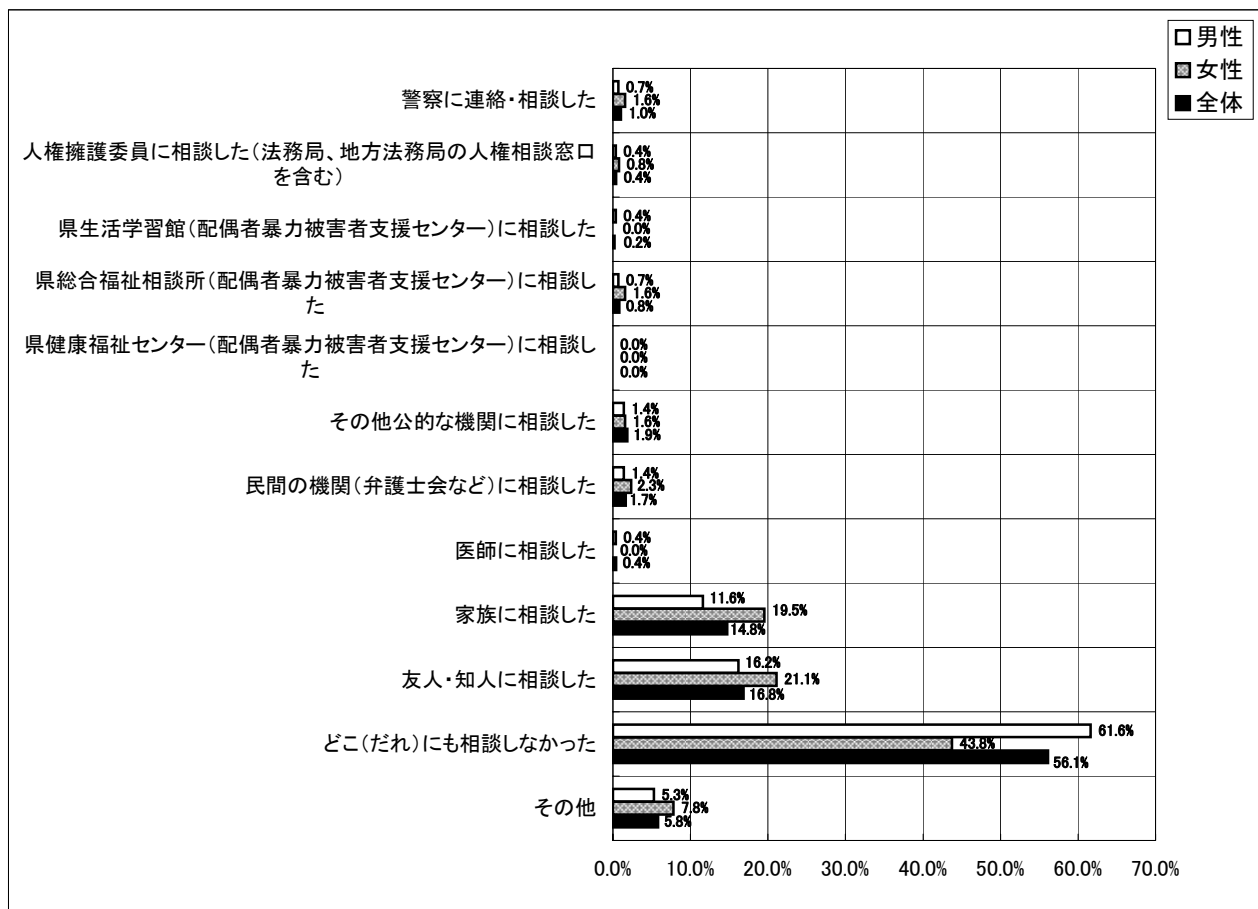
問 既婚者の方のみお答えください。あなたはこれまでに、あなたの夫や妻(事実婚や別居中を含む)から、次のようなことをされたことがありますか。aからiのそれぞれについて、1から3のどれかを選んでください。(いずれか1つ選択)



女性の10.1%、男性の2.4%が「命の危険を感じるくらいの暴行」か「医師の治療が必要となる程度の暴行」を受けたことがあると回答しています。

また、「医師の治療が必要とされない程度の暴行」については、女性の11.7%、男性の4.1%が、そうした暴力を受けた経験があると回答しています。

問 前問で1つでも1、2と答えた方にお聞きます。あなたは、これまでにこのような夫や妻(事実婚や別居中を含む)からの行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(複数回答可)



被害者の多くは配偶者からの暴力を受けた時に、配偶者暴力被害者支援センター(県生活学習館、県総合福祉相談所、県健康福祉センター)等の公的な相談機関ではなく、家族14.8%(男性11.6%、女性19.5%)、友人・知人16.8%(男性16.2%、女性21.1%)等の身近な相手に相談していると答えています。

配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (最終改正平成十九年七月十一日法律第百十三号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章 の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県の基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介

すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターはその業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令**（保護命令）**

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、

その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判

所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

- 第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情と同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

- 第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

- 第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務

を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

- 第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

- 第二十九条** 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条** 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 第二条** 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

- 第三条** この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〔抄〕〕**（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

福井県男女共同参画推進条例

福井県男女共同参画推進条例

福井県条例第59号

平成14年10月11日公布

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第1節 男女共同参画の推進に関する基本計画（第8条）

第2節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策（第9条―第16条）

第3節 男女共同参画の推進に関する普及啓発（第17条―第19条）

第4節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等（第20条―第23条）

第3章 福井県男女共同参画審議会（第24条―第29条）

附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

福井県では、男女平等の実現に向けて、国際社会や国の動きと協調しつつ、女性の就業率や夫婦共働きの割合が高いという地域特性を踏まえ、様々な取組が進められてきた。

しかしながら、社会の様々な分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度または慣行が依然として根強く存在しており、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

これらの課題に対処して、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現し、ゆとりと創造力あふれる福井を築いていくためには、県、市町村、県民および事業者が連携し、および協働しながら、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に展開していくことが必要である。

ここに、わたしたちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 社会のあらゆる分野における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとなるように見直されること。
- 三 男女が、社会の対等な構成員として、県における政策または民間団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- 五 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、および実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者およびこれらの者で組織する民間団体（以下「県民等」という。）ならびに市町と連携し、および協力して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度および慣行の改善その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動とを両立することができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とするあらゆる差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、性的な言動により相手方の生活環境を害する行為および性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をしてはならない。

- 3 何人も、配偶者その他の男女間における暴力行為（精神的に苦痛を与える行為を含む。第15条において同じ。）をしてはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第1節 男女共同参画の推進に関する基本計画

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう配慮するものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策

（県民等の理解を深めるための措置）

第9条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育および学習の機会の充実に努めるものとする。

（制度および慣行の改善を促進するための措置）

第10条 県は、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識の改革および当該意識に基づく制度または慣行の改善を促進するため、情報の提供、人材の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立のための支援）

第11条 県は、家族を構成する男女が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（農山漁村における男女共同参画の推進）

第12条 県は、農山漁村において、男女が、農林水産業の経営およびこれに関連する活動または地域における活動に共同して参画することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

（働く場における男女共同参画の推進）

第13条 県は、すべての働く場において、男女が性別にかかわらず個々の能力を発揮することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

（政策等の決定過程における男女共同参画の推進）

第14条 県は、市町および民間団体における政策および方針の決定過程において、男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、附属機関その他これに準ずるものにおける委員の任命または委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（暴力の根絶）

第15条 県は、配偶者その他の男女間における暴力行為を根絶し、および被害者の保護を図るために、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市町、県民等の活動に対する支援）

第16条 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策および県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 男女共同参画の推進に関する普及啓発**（男女共同参画推進員の設置）**

第17条 県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置く。

（男女共同参画月間）

第18条 男女共同参画についての県民等の関心と理解を深めるため、男女共同参画月間を設ける。

2 男女共同参画月間は、六月とする。

（表彰）

第19条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民等を表彰することができる。

第4節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等**（推進体制の整備等）**

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、および実施するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 福井県生活学習館を男女共同参画の推進のための拠点施設とする。

（相談および苦情の処理）

第21条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為について、県民等から相談があったときは、関係機関と連携して適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し適切な処理をするよう努めるものとする。

3 知事は、前項に規定する申出の処理に当たり特に必要があると認めるときは、福井県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

（調査研究等）

第22条 県は、男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

（年次報告）

第23条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況および男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 福井県男女共同参画審議会**（福井県男女共同参画審議会）**

第24条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、福井県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第25条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 この条例の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理に関すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する重要事項についての調査審議および建議に関すること。

（組織）

第26条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長および副会長）

第27条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（その他）

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定され、および公表されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であつて、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第8条の規定により策定され、および公表されたものとみなす。

附 則(平成一七年条例第六五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 前各号および次号に掲げる規定以外の規定

平成十八年三月三日

平成 2 1 年 3 月発行

福井県総務部 男女参画・県民活動課

〒910-8580 福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号 (0776) 20 - 0319

0903 12130